

災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と高知県環境保全協会（以下「乙」という。）は、災害発生時におけるし尿等の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において南海トラフ地震、風水害等大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生するし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）からし尿等の収集運搬について協力の要請があった場合に、乙に対し支援協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

(1) 被災市町村名

(2) 協力の要請内容

(3) その他必要な事項

（被災市町村との協議等）

第3条 乙が前条の要請を受けた場合には、支援の内容、方法等について当該要請に係る被災市町村と協議の上、支援を行うものとする。

2 乙は、し尿等の収集運搬に係る支援の実績について、甲及び当該支援を受けた被災市町村に文書で報告するものとする。

（経費負担）

第4条 乙が実施したし尿等の収集運搬に係る費用については、原則として被災市町村が負担するものとし、その額等は、災害発生直前の適正な価格を基準として、被災市町村と会員とが協議のうえ決定するものとする。

（平時の協力）

第5条 乙は、甲が行う災害廃棄物処理対策に関する平時の市町村支援の取組に対し、可能な範囲で訓練参加等の協力をするものとする。

（災害補償）

第6条 第3条の要請に基づき実施したし尿等の収集運搬に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、当該乙の会員と協力要請を行った被災市町村とで協議するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては高知県林業振興・環境部環境対策課、乙においては高知県環境保全協会とする。

（他被災都道府県への応援）

第8条 甲が、被災した他の都道府県におけるし尿等の収集運搬についての応援を行うために協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（協定書の有効期間）

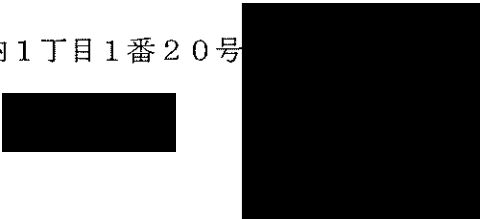
第9条 この協定は、令和6年10月22日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年10月22日

甲	高知市丸ノ内1丁目1番20号 高知県 高知県知事	
乙	高知市福井町2269番189号 高知県環境保全協会 会長	